

証券コード 6787
平成30年6月11日

株 主 各 位

神奈川県綾瀬市大上五丁目14番15号
株 式 会 社 メ イ コ ー
代表取締役 名 屋 佑 一 郎
社 長

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛・否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. | 日 時 | 平成30年6月26日（火曜日）午前10時 |
| 2. | 場 所 | 神奈川県海老名市中央二丁目9番50号
オークラフロンティアホテル海老名 3階 ラ・ローズ |
| 3. | 目的事項
報告事項 | 第43期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
1. 事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件（1）
第2号議案 定款一部変更の件（2）
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 当社は、以下の事項を法令及び定款第15条の規定に基づき、下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、②連結計算書類のうち「連結注記表」、③計算書類のうち「個別注記表」
なお、上記①から③は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、上記②及び③は、会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、下記当社ウェブサイトに掲載いたします。
《当社ウェブサイト》<http://www.meiko-elec.com/ir/stock/meeting.html>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件（1）

1. 提案の理由

当社グループにおいて、メカトロニクス機器の設計・開発事業、ソフトウェア開発事業、サプリメント事業及び農産物事業を新たに開始することに伴い、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 (省 略) (1) ~ (4) (省 略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (5) ~ (6) (省 略)	(目的) 第2条 (現行どおり) (1) ~ (4) (現行どおり) <u>(5) 電子機器及び周辺機器の組立、加工、製造並びに販売</u> <u>(6) ソフトウェアの開発、作成並びに販売</u> <u>(7) 健康食品、健康補助食品、特定保健用食品及び栄養機能食品の製造並びに販売</u> <u>(8) 農産物の生産、加工並びに販売</u> (9) ~ (10) (現行どおり)

第2号議案 定款一部変更の件（2）

1. 提案の理由

平成28年3月31日に発行いたしましたA種優先株式につきまして、49株は平成30年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成30年4月2日付で取得及び消却を完了し、また、残り1株につきましても平成30年5月28日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月26日付で取得及び消却を予定しております。

本議案は、上記のとおり、A種優先株式の全株式を取得し消却することに伴い、定款におけるA種優先株式に係る規定を削除するものであります。なお、本定款変更の効力発生は、上記A種優先株式全ての取得及び消却が完了することを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案				
<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、7,000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>普通株式</td> <td>7,000万株</td> </tr> <tr> <td>A種優先株式</td> <td>50株</td> </tr> </table> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</p> <p style="text-align: center;">第二章の二 A種優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第9条の2</p> <p>1. 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき本条第2項に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部または一部の配当（本条第3項に定めるA種優先累積未払配当金の配当を除き、A種優先中間配当金（本条第5項に定義する。以下同じ。）を含む。）がすでに行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。</p>	普通株式	7,000万株	A種優先株式	50株	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、7,000万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>
普通株式	7,000万株				
A種優先株式	50株				

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>A種優先配当金の額は、1株につき、1億円（但し、A種優先株式の発行日の属する事業年度の翌々事業年度の初日以降を基準日とする配当に関しては、1億円にA種優先株式の発行日の属する事業年度の翌々事業年度の初日（当日を含む。）から最後に到来した配当にかかる基準日の属する事業年度の末日（当日を含む。）までの期間に対して年率101%（事業年度ごとの複利計算）の利率で計算される金額）に年率7%を乗じた金額（1円に満たない金額は切り上げる。）とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。但し、平成28年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、0円とする。</u></p> <p>3. <u>ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当（以下に定めるA種優先累積未払配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度にかかるA種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率7%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。累積した不足額（以下「A種優先累積未払配当金」という。）については、A種優先配当金及び普通株主もしくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う。</u></p> <p>4. <u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>5. 当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A種優先中間配当金」という。）を配当する。但し、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部または一部の配当（A種優先累積未払配当金の配当を除く。）がすでに行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。</p> <p><u>(残余財産の分配)</u> 第9条の3</p> <p>1. 当社は、残余財産を分配する場合、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、本条第2項の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。</p> <p>2. A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。</p> <p><u>(基準価額算式)</u> 1株当たりの残余財産分配価額＝当初払込金額＋A種優先累積未払配当金＋前事業年度未払A種優先配当金＋当事業年度未払優先配当金額＋当初払込金額にA種優先株式の発行日（当日を含む。）から残余財産分配日（当日を含む。）までの期間に対して年率1%（発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち1年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。）の利率で計算される金額（円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>上記算式における「A種優先累積未払配当金」は、<u>残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、前条第3項に従い計算される額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本項において「前事業年度」という。）にかかるA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかるA種優先配当金の不足額（但し、A種優先累積未払配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間に実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に、当該事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に支払われた配当（A種優先累積未払配当金及び前事業年度にかかるA種優先配当金の配当を除く。）がある場合における当該配当の金額を控除した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>3. <u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、本条に定めるほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>(議決権)</p> <p>第9条の4 <u>A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会（種類株主総会を含む。）において議決権を有しない。</u></p> <p>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</p> <p>第9条の5 <u>当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当を行わない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(金銭を対価とする取得請求権) 第9条の6</p> <p>1. A種優先株主は、当会社に対し、取得を希望する日(本条において「取得日」という。)を定めてA種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当会社は、この請求がなされた場合には、取得日における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、取得日に、A種優先株式の全部または一部の取得を行うものとする。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、(i) 当初払込金額、(ii) A種優先累積未払配当金、(iii) 前事業年度未払A種優先配当金、(iv) 当事業年度未払優先配当金額、及び(v) 当初払込金額にA種優先株式の発行日(当日を含む。)から取得日(当日を含む。)までの期間に対して年率1%(発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち1年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。)の利率で計算される金額(円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)の合計額とする。なお、A種優先累積未払配当金、前事業年度未払A種優先配当金、当事業年度未払優先配当金額については、第9条の3第2項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「取得日」と読み替えて計算する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(金銭を対価とする取得条項) 第9条の7</p> <p>1. 当会社は、平成30年3月31日以降であって、当会社の取締役会が別に定める日(本条において「取得日」という。)が到来した場合、取得日の到来をもって、A種優先株主またはA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種優先株式の全部または一部を取得することができる。なお、一部取得する場合、比例按分またはその他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、(i) 当初払込金額、(ii) A種優先累積未払配当金、(iii) 前事業年度未払A種優先配当金、(iv) 当事業年度未払優先配当金額、及び(v) 当初払込金額にA種優先株式の発行日(当日を含む。)から取得日(当日を含む。)までの期間に対して年率1% (発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち1年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。)の利率で計算される金額(円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)の合計額とする。なお、A種優先累積未払配当金、前事業年度未払A種優先配当金、当事業年度未払優先配当金額については、第9条の3第2項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「取得日」と読み替えて計算する。</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第9条の8 A種優先株主は、当会社に対し、本条第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本条第(2)号に定める条件で、普通株式を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。</p> <p>(1) 取得を請求することができる期間 平成32年3月31日以降</p> <p>(2) 取得と引換えに交付すべき財産</p> <p>① 当会社は、A種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該A種優先株主の有するA種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、次に定める条件により当会社の普通株式を交付する(本条において、当該取得を行う日を「取得日」という。)。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の定める金銭による調整は行わない。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(算式)</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数＝ A種優先株式1株当たりの取得価額÷転換価額</p> <p>[A種優先株式1株当たりの取得価額]とは、(i) 当初払込金額、(ii) A種優先累積未払配当金、(iii) 前事業年度未払A種優先配当金、(iv) 当事業年度未払優先配当金額、及び (v) 当初払込金額にA種優先株式の発行日(当日を含む。)から取得日(当日を含む。)までの期間に対して年率1%(発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち1年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。)の利率で計算される金額(円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)の合計額とする。なお、第9条の3第2項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。</p> <p>② 転換価額 イ) 当初転換価額 当初転換価額は、250円とする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>ロ) 転換価額の修正</p> <p>転換価額は、平成28年9月30日及びそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が株式会社東京証券取引所JASDAQ市場（以下「証券取引所」という。）の取引日でない場合には翌取引日とする。以下「転換価額修正日」という。）において、各転換価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。但し、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初の転換価額の150%（上限転換価額）を上回る場合、修正後転換価額は上限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額及び上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>ハ) 転換価額の調整</p> <p>(a) 当社は、A種優先株式の発行後、以下の (b) に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合においては、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。但し、A種優先株式の過半数に相当する株式を保有するA種優先株主が同意した場合には転換価額を調整しないものとする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(算式)</p> <p>調整後転換価額＝調整前転換価額×(既発行普通株式数+((交付普通株式数×1株当たりの払込金額)÷1株当たり時価))÷(既発行普通株式数+交付普通株式数)</p> <p>転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に以下の(b)(i)から(v)までの各取引にかかる基準日が定められている場合はその日、また基準日が定められていない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に以下の(b)または(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(b)(i)、(ii)及び(iv)の場合は0円とし、(b)(iii)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。)、(b)(v)の場合は(b)(vi)で定める対価の額とする。</p> <p>(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(i) 普通株式の株式分割をする場合 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 普通株式の無償割当てをする場合 調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iii) 以下の (C) (ii) に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。） 調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられた場合は当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、当会社普通株式の併合により株式を取得される株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(v) 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(c) (ii) に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、または以下の(c) (ii) に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）</p> <p>調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(vi) <u>上記 (v) における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。</u></p> <p>(c) (i) <u>転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</u></p> <p>(ii) <u>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p>(d) <u>上記 (b) に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断する場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。</u></p> <p>(i) <u>当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(ii) <u>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。</u></p> <p>(iii) <u>その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。</u></p> <p>(e) <u>転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p>(f) <u>上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行う場合、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載または記録された各A種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日まで前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。</u></p> <p>(g) <u>転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(3) <u>取得請求受付場所</u> <u>株主名簿管理人 三井住友信託銀行</u> <u>株式会社 証券代行部</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(4) 取得の効力発生 <u>取得請求書が本条第(3)号に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当社はA種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。</u></p>	
<p>(普通株式を対価とする取得条項) <u>第9条の9 当社は、平成38年3月31日までに当社が取得しなかったA種優先株式を、平成38年4月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社の普通株式と引換えに取得するものとする。この場合、A種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、一斉取得日を取得請求の効力の生じる日とみなして、前条第(2)号①により算出される株式数と同株数とする。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。</u></p>	(削 除)
<p>(譲渡制限) <u>第9条の10 譲渡によるA種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。</u></p>	(削 除)
<p>(種類株主総会) <u>第15条の2</u> <u>1. 第10条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</u> <u>2. 第11条、第12条、第13条第1項、第14条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>3. 第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>	(削 除)

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
1	再任 なや ゆういちろう 名屋 佑一郎 (昭和18年12月9日生)	昭和50年11月 当社設立 当社代表取締役社長 昭和57年3月 マルチテック株式会社(現株式会社メイコーテック) 代表取締役社長 平成9年3月 株式会社山形メイコー代表取締役社長 平成10年12月 名幸電子(広州南沙)有限公司董事長 平成17年7月 名幸電子(武漢)有限公司董事長 平成18年6月 当社代表取締役社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 名幸電子香港有限公司董事 Meiko Electronics Vietnam Co.,Ltd. Chairman Of The Board Meiko Electronics Thang Long Co.,Ltd. Chairman Of The Board	4,702,814
2	再任 ひら やま たか ひで 平山 隆英 (昭和19年10月6日生)	平成9年1月 当社入社 平成10年4月 当社執行役員 平成12年6月 当社取締役 平成12年8月 当社経営企画室長(現任) 平成17年7月 当社取締役常務執行役員 平成18年1月 当社取締役専務執行役員(現任)	37,294
3	再任 しの ぎき まさ くに 篠崎 政邦 (昭和27年10月19日生)	平成元年10月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員 名幸電子(広州南沙)有限公司 営業統括本部本部長、亜洲営業部部長 平成21年4月 当社常務執行役員 名幸電子(広州南沙)有限公司 副総経理、営業統括本部本部長 平成23年5月 当社専務執行役員 平成23年6月 当社取締役専務執行役員(現任) 平成26年2月 当社営業統括本部本部長(現任)	20,658

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
4	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">まつ だ たか ひろ 松 田 孝 広 (昭和33年5月29日生)</p>	<p>昭和58年 4月 当社入社 平成22年 4月 当社執行役員 名幸電子（武漢）有限公司工場長 平成24年 6月 名幸電子（武漢）有限公司董事総経理 平成28年 4月 当社上席執行役員 平成28年 8月 当社品質保証本部本部長（現任） 平成29年 4月 当社常務執行役員 当社総務本部本部長（現任） 株式会社山形メイコー代表取締役社長 平成29年 6月 当社取締役常務執行役員（現任）</p>	11,330
5	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">わ だ じゅん や 和 田 純 也 (昭和36年3月6日生)</p>	<p>昭和59年 4月 日本ビクター株式会社入社 平成20年 3月 同社退社 平成20年 4月 当社入社 平成22年 6月 名幸電子（広州南沙）有限公司工場長 平成24年 6月 当社執行役員 Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd. General Director、工場長 平成26年 2月 当社品質保証本部本部長 平成28年 4月 当社上席執行役員 平成28年 8月 名幸電子（広州南沙）有限公司董事総経理 平成29年 4月 当社常務執行役員 名幸電子（広州南沙）有限公司董事長（現任） 名幸電子（武漢）有限公司董事長（現任） 平成29年 6月 当社取締役常務執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 名幸電子（広州南沙）有限公司董事長 名幸電子（武漢）有限公司董事長</p>	434

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
6	<div style="text-align: center;">再任</div> シン ユン ホ 申 允 浩 (昭和26年8月28日生)	平成元 年 8 月 三星重工業株式会社入社 平成 7 年 5 月 三星JAPANに転籍 平成12 年 12月 三星電機株式会社 基板事業部営業チーム長 平成18 年 3 月 同社退社 平成18 年 5 月 株式会社Dapara Tech設立 代表理事 (現任) 平成26 年 6 月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Dapara Tech代表理事	—
7	<div style="text-align: center;">新任 社外</div> つち や な お 土 屋 奈 生 (昭和48年10月23日生)	平成15 年 10月 第一東京弁護士会登録 平成15 年 10月 隼国際法律事務所 (現隼あすか法律事務所) 入所 平成24 年 1 月 隼あすか法律事務所パートナー 平成24 年 6 月 株式会社シーボン社外監査役 平成26 年 11月 PwC弁護士法人パートナー 平成28 年 5 月 株式会社ラック入社 平成28 年 11月 同社執行役員法務部長 平成30 年 4 月 同社執行役員法務部長兼知財室長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ラック執行役員法務部長兼知財室長	—

- (注) 1. 取締役候補者申允浩氏が代表理事である株式会社Dapara Techと当社との間に商取引があります。その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社普通株式の数は、平成30年3月31日現在のものであり、役員持株会の所有普通株式も含むものであります。
3. 土屋奈生氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とした理由
- 土屋奈生氏は、弁護士としての企業法務を専門分野とした豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、他社において執行役員として経営に携わっており、その専門性と経験を当社の経営、監督に反映いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 同氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。
5. 責任限定契約の内容の概要
- 当社は、申允浩氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された際には、当該契約を継続する予定であります。その内容の概要は、同法第423条第1項の責任につき、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。また、土屋奈生氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役砂田有史氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
<p style="text-align: center;"> 新任 社外 さとう たか ゆき 佐藤 孝 幸 (昭和44年10月10日生) </p>	平成4年4月 スイス・ユニオン（現UBS）銀行東京支店入行 平成5年9月 ソシエテジェネラル銀行東京支店入行 平成8年4月 デロイト・トゥシュ・トーマツ会計事務所 （米国サン・フランシスコ事務所）入所 平成9年7月 米国公認会計士（モンタナ州）登録 平成12年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 平成14年4月 佐藤経営法律事務所開設 代表（現任） 平成16年7月 エース損害保険（現Chubb損害保険）株式会社社外監査役 平成18年10月 ステート・ストリート信託銀行株式会社社外監査役 平成19年5月 株式会社シーズメン社外監査役 平成19年6月 株式会社ミクシ社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 佐藤経営法律事務所代表 株式会社ミクシ社外監査役	-

- (注) 1. 佐藤孝幸氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 同氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とした理由

同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士及び米国公認会計士としての実務経験を有することから企業法務及び財務・会計に精通しており、また他社の社外監査役としての経験から企業経営に関する見識を有していることから、これらの豊富な経験及び幅広い見識を当社の監査に反映いただき、社外監査役として貢献いただくことが期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

同氏の選任が承認された際には、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、当社と同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、同法第423条第1項の責任につき、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。

(3) 同氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

以上

〔添付書類〕

事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループが属する電子回路基板業界は、需要が引き続き増加基調で安定した成長を歩んでおります。車載業界では電装化と自動運転・運転支援が牽引して需要が増加する傾向にあります。スマートフォン市場はアセアン地区を中心とした新興国向けに増加の傾向が続いております。

このような状況の中、当社グループの販売面では、車載向け基板とスマートフォン向け基板のいずれも好調に推移し、収益性の高いビルドアップ基板がスマートフォン向け以外の分野でも大きく増加いたしました。収益面では、銅をはじめとする資源価格が上昇するとともに、元ドル相場が元高基調であることに加えて、円ドル相場も急速に円高になるなど厳しい環境となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、1,085億4千2百万円（前期比13.2%増）と前期と比べ126億3千万円の増収となりました。損益面では、営業利益が74億5千7百万円（前期比28.8%増）、経常利益が47億9千5百万円（前期比60.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が43億7千3百万円（前期比147.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、95億5千9百万円でありました。その主なものは、ベトナム工場、タンロン工場及び中国武漢工場において、生産設備の増強、品質向上等に係る設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは資金の機動的かつ安定的な調達のため、主に借入により資金調達を行っております。その主なものは、平成29年8月に取引銀行6行との間で締結したコミット型シンジケートローン契約であります。当連結会計年度における当該契約に係る借入額は73億円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「顧客に最高の価値とサービスを提供し社会に貢献する」という経営方針のもと、企業価値の創造と持続的成長を実現できる体制の構築を進めております。経営環境としては、当社グループが属する電子回路基板業界は、緩やかな成長基調に入っており、引き続き安定した成長を見込んでおります。一方、対処すべき課題としては、内外の競合各社が自社の技術力を高めつつ、強いコスト競争力を背景に参入してくるため、競争はますます激しくなってくるものと予想されます。

これに対し当社グループは、収益性の向上施策として「生産性向上」を掲げて、製造部門から間接部門に至るまで改革を進めてまいります。また、先端基板を使用した車載向けの需要の高まりに対応するため、ベトナム第3工場の建設を行います。これらの施策を遂行することにより、生産販売体制をより強固なものとし、安定した企業成長が達成できるよう事業に邁進してまいります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益向上を経営の重要課題の一つとし、利益配分につきましては経営成績等を総合的に勘案し安定的な配当の維持に努めます。内部留保につきましては、将来にわたる株主の皆様への利益を確保するため、経営基盤をより一層強化、充実するための投資に充当し、今後の事業展開に役立てることを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金を1株当たり10円とし、すでに実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせまして、年間配当金は1株当たり20円となります。

今後も引き続き業績向上と財務体質の強化に取り組み、株主の皆様に対する利益還元に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

	第 40 期 (平成27年3月期)	第 41 期 (平成28年3月期)	第 42 期 (平成29年3月期)	第43期(当期) (平成30年3月期)
売 上 高(百万円)	90,895	95,287	95,911	108,542
営 業 利 益(百万円)	△2,865	3,325	5,788	7,457
経 常 利 益(百万円)	1,075	△491	2,981	4,795
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	△9,573	△11,250	1,767	4,373
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	△365.76	△429.83	54.14	160.34
総 資 産(百万円)	122,963	109,605	103,578	110,584
純 資 産(百万円)	38,622	28,764	28,540	33,042

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の 所有割合(%)	主要な事業内容
株 式 会 社 山 形 メ イ コ ー	75百万円	100.0	電 子 関 連 事 業
株 式 会 社 メ イ コ ー テ ッ ク	45百万円	100.0	電 子 関 連 事 業
株 式 会 社 メ イ コ ー テ ク ノ	50百万円	100.0	電 子 関 連 事 業
名 幸 電 子 香 港 有 限 公 司	315,834千USドル	100.0	電 子 関 連 事 業
名 幸 電 子 (広 州 南 沙) 有 限 公 司	120,800千USドル	100.0 (66.3)	電 子 関 連 事 業
名 幸 電 子 (武 漢) 有 限 公 司	148,800千USドル	100.0 (47.6)	電 子 関 連 事 業
Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.	90,000千USドル	100.0 (100.0)	電 子 関 連 事 業
Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd.	15,000千USドル	100.0	電 子 関 連 事 業
Meiko Electronics America, Inc.	1,500千USドル	100.0	電 子 関 連 事 業

- (注) 1. 議決権の所有割合欄の(内書)は、間接所有割合であります。
2. 上記に掲げた重要な子会社9社は全て連結子会社であります。
・前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社エム・ディー・システムズは、株式の一部売却に伴い、連結の範囲から除外するとともに、同社の子会社であるMDS Circuit Technology, Inc.を連結の範囲から除外しております。
・前連結会計年度において連結子会社でありました広州名幸电路板有限公司は、清算したため連結の範囲から除外しております。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 主要な事業内容

当社グループの事業は、電子回路基板等の設計、製造販売及びこれらの付随業務の電子関連事業であります。

(9) 主要な工場及び営業所

本 社	神奈川県綾瀬市
生産拠点	名 称 (所 在 地)
国 内	神奈川工場 (神奈川県綾瀬市)
	福島工場 (福島県双葉郡広野町)
	山形工場 [株式会社山形メイコー] (山形県西村山郡河北町)
	石巻分工場 [株式会社山形メイコー] (宮城県石巻市)
海 外	中国広州工場 [名幸電子(広州南沙)有限公司] (中国)
	中国武漢工場 [名幸電子(武漢)有限公司] (中国)
	ベトナム工場 [Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd.] (ベトナム)
	タンロン工場 [Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd.] (ベトナム)
営業拠点	名 称 (所 在 地)
国 内	本社営業部 (神奈川県綾瀬市)
	名古屋営業所 (愛知県名古屋市)
	大阪営業所 (大阪府大阪市)
	大宮営業所 (埼玉県さいたま市)
海 外	香港営業所 [名幸電子香港有限公司] (中国)
	広州営業本部 (中国)
	上海営業所 (中国)
	Meiko Electronics America, Inc. (米国)

(10) 従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計年度末増減
男 性	6,688名	460名増
女 性	4,952名	503名増
合 計	11,640名	963名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員1,182名は含まれておりません。
2. 上記のうち当社の従業員数は451名です。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高 (百 万 円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	12,960
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	9,587
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	8,146
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	7,292
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,010

- (注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より、株式会社三菱UFJ銀行に銀行名が変更されております。

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

- | | | | |
|--------------|--------|-------------|--------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 70,000,000株 | |
| | A種優先株式 | 50株 | |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 26,174,012株 | (自己株式629,308株を除く。) |
| | A種優先株式 | 50株 | |
| (3) 株主数 | 普通株式 | 6,852名 | |
| | A種優先株式 | 1名 | |

(4) 大株主

①普通株式

株主名	持株数	持株比率
名屋 佑 一 郎	4,702千株	17.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,769	6.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	733	2.80
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	614	2.35
名 幸 興 産 株 式 会 社	608	2.32
有 限 会 社 ユ ー ホ ー	521	1.99
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	490	1.87
名 屋 晴 行	454	1.74
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN EQUITY PR EMUM FUND OF CREDIT SUISSE UNIVER620373	449	1.72
名 屋 精 一	445	1.70

(注) 持株比率については、自己株式 (629,308株) を控除して算出しております。

②A種優先株式

株主名	持株数	持株比率
地 域 中 核 企 業 活 性 化 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 無 限 責 任 組 合 員 R E V I C パ ー ト ナ ー ズ 株 式 会 社	50株	100.00%

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成30年2月16日及び平成30年5月28日開催の取締役会において、当社定款第9条の7の規定に基づく当社発行のA種優先株式の取得、及び当該取得を条件として、会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議いたしました。これに基づき、A種優先株式49株は平成30年4月2日付で取得及び消却を完了し、また、残り1株は平成30年6月26日付で取得及び消却を予定しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成30年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	名 屋 佑 一 郎	名幸電子香港有限公司董事 Meiko Electronics Vietnam Co., Ltd. Chairman Of The Board Meiko Electronics Thang Long Co., Ltd. Chairman Of The Board
取締役専務執行役員	平 山 隆 英	経営企画室長
取締役専務執行役員	篠 崎 政 邦	営業統括本部本部長
取締役常務執行役員	松 田 孝 広	品質保証本部本部長 総務本部本部長
取締役常務執行役員	和 田 純 也	名幸電子（広州南沙）有限公司董事長 名幸電子（武漢）有限公司董事長
取 締 役	申 允 浩	株式会社Dapara Tech 代表理事
社 外 取 締 役	中 野 創	株式会社地域経済活性化支援機構シニア・ディレクター REVICパートナーズ株式会社取締役 株式会社ブイキューブ社外監査役 株式会社千趣会社外監査役
常 勤 監 査 役	伊 豫 本 齊	
社 外 監 査 役	砂 田 有 史	株式会社地域経済活性化支援機構シニア・ディレクター REVICパートナーズ株式会社シニア・ディレクター 株式会社I-ne社外監査役
社 外 監 査 役	原 田 隆	カンタツ株式会社社外監査役 アソビュー株式会社社外監査役

(注) 1. 当事業年度における取締役の異動

(1) 平成29年6月27日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって、取締役名屋精一氏及び取締役Maren Schweizer氏は退任いたしました。

(2) 平成29年6月27日開催の第42期定時株主総会において、松田孝広氏及び和田純也氏が取締役に選任され、就任いたしました。

2. 取締役中野創氏が取締役として、監査役砂田有史氏がシニア・ディレクターとして、それぞれ兼任しておりますREVICパートナーズ株式会社が運営する地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は、当社との間で投資契約を締結しております。

3. 上記2のほか、社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

4. 監査役原田隆氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき非業務執行取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、同法第423条第1項の責任につき、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の総額
取 締 役	9名	13,140万円
監 査 役	3名	1,881万円
合 計 (うち社外役員)	12名 (3名)	15,021万円 (1,212万円)

- (注) 1. 上記には、平成29年6月27日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 上記のほか、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し3,670万円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況及び発言の状況
社外取締役	中 野 創	当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、公認会計士としての幅広い知識と経験に基づき、企業会計の専門的視点から、有益な発言を適宜行っております。
社外監査役	砂 田 有 史	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会13回全てに出席し、弁護士としての幅広い知識と経験に基づき、企業法務の専門的視点から、有益な発言を適宜行っております。
社外監査役	原 田 隆	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会13回全てに出席し、監査や内部統制等の豊富な知識と経験に基づき、有益な発言を適宜行っております。

- (注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

(3) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	5,300万円
当社及び当社の子会社が支払うべき当事業年度に係る金銭その他の財産上の利益の合計額	5,300万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠を確認し検討した結果、会計監査人の報酬は合理的であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が、970万円あります。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の一部の連結子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当社監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人が適正な職務の遂行が困難であると判断する場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	56,790	流 動 負 債	48,924
現金及び預金	15,421	支払手形及び買掛金	16,151
受取手形及び売掛金	24,911	短期借入金	13,263
商品及び製品	4,459	1年内返済予定の長期借入金	10,478
仕掛品	4,719	リース債務	1,156
原材料及び貯蔵品	5,116	未払法人税等	66
繰延税金資産	420	賞与引当金	639
未収入金	829	役員賞与引当金	60
その他	1,163	その他	7,108
貸倒引当金	△251	固 定 負 債	28,617
固 定 資 産	53,794	長期借入金	23,303
有 形 固 定 資 産	49,732	リース債務	1,816
建物及び構築物	18,430	役員退職慰労引当金	217
機械装置及び運搬具	21,494	退職給付に係る負債	2,658
土地	1,488	その他	622
リース資産	4,520	負 債 合 計	77,542
建設仮勘定	2,763	純 資 産 の 部	
その他	1,035	株 主 資 本	29,638
無 形 固 定 資 産	210	資本金	12,888
投 資 そ の 他 の 資 産	3,851	資本剰余金	11,745
投資有価証券	646	利益剰余金	5,400
長期貸付金	91	自己株式	△396
繰延税金資産	1,015	その他の包括利益累計額	3,403
その他	2,313	その他有価証券評価差額金	21
貸倒引当金	△214	繰延ヘッジ損益	298
資 産 合 計	110,584	為替換算調整勘定	3,512
		退職給付に係る調整累計額	△428
		純 資 産 合 計	33,042
		負 債 純 資 産 合 計	110,584

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		108,542
売上原価		90,115
売上総利益		18,426
販売費及び一般管理費		10,969
営業利益		7,457
営業外収益		
受取利息	41	
受取配当金	25	
受取保険金	674	
その他	339	1,081
営業外費用		
支払利息	1,152	
為替差損	1,668	
その他	921	3,742
経常利益		4,795
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	181	
関係会社清算益	162	344
特別損失		
固定資産除売却損	193	
減損損	57	
投資有価証券売却損	45	296
税金等調整前当期純利益		4,843
法人税、住民税及び事業税	833	
法人税等調整額	△336	497
当期純利益		4,346
非支配株主に帰属する当期純損失		26
親会社株主に帰属する当期純利益		4,373

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,888	11,745	1,932	△396	26,170
当期変動額					
剰余金の配当			△875		△875
親会社株主に帰属する当期純利益			4,373		4,373
自己株式の取得				△0	△0
連結範囲の変動			△30		△30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	3,467	△0	3,467
当期末残高	12,888	11,745	5,400	△396	29,638

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	85	58	2,437	△469	2,112	257	28,540
当期変動額							
剰余金の配当							△875
親会社株主に帰属する当期純利益							4,373
自己株式の取得							△0
連結範囲の変動							△30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△63	240	1,074	40	1,291	△257	1,034
当期変動額合計	△63	240	1,074	40	1,291	△257	4,501
当期末残高	21	298	3,512	△428	3,403	—	33,042

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	31,844	流動負債	29,583
現金及び預金	8,720	支払手形	107
受取手形	209	買掛金	6,819
電子記録債権	2,604	短期借入金	8,901
売掛金	8,184	1年内返済予定の長期借入金	9,940
商品及び製品	1,672	リース債務	74
仕掛品	232	未払金	2,739
原材料及び貯蔵品	395	未払費用	380
前払費用	141	未払法人税等	26
繰延税金資産	320	預り金	20
関係会社短期貸付金	3,718	賞与引当金	394
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	3,522	役員賞与引当金	60
その他の	2,124	その他の	118
貸倒引当金	△2	固定負債	25,640
固定資産	51,264	長期借入金	22,758
有形固定資産	5,720	リース債務	645
建物	2,097	退職給付引当金	1,825
構築物	48	役員退職慰労引当金	217
機械及び装置	1,174	繰延税金負債	192
車両運搬具	1	負債合計	55,223
工具、器具及び備品	125	純資産の部	
土地	1,488	株主資本	27,564
リース資産	644	資本金	12,888
建設仮勘定	141	資本剰余金	11,809
無形固定資産	44	資本準備金	4,041
ソフトウェア	31	その他の資本剰余金	7,768
その他の	13	利益剰余金	3,262
投資その他の資産	45,498	その他の利益剰余金	3,262
投資有価証券	447	別途積立金	2,825
関係会社株式	39,964	繰越利益剰余金	437
関係会社長期貸付金	5,466	自己株式	△396
その他の	760	評価・換算差額等	320
貸倒引当金	△1,140	その他有価証券評価差額金	21
資産合計	83,108	繰延ヘッジ損益	298
		純資産合計	27,885
		負債純資産合計	83,108

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		38,199
売上原価		33,593
売上総利益		4,606
販売費及び一般管理費		3,585
営業利益		1,021
営業外収益		
受取利息	720	
受取配当金	508	
その他	124	1,353
営業外費用		
支払利息	760	
シンジケートローン手数料	319	
為替差損	1,101	
その他	157	2,338
経常利益		36
特別利益		
固定資産売却益	2	
関係会社貸倒引当金戻入額	3,378	
投資有価証券売却益	189	3,569
特別損失		
固定資産除却損	23	
固定資産売却損	0	
減損損	57	
投資有価証券売却損	45	127
税引前当期純利益		3,479
法人税、住民税及び事業税	222	
法人税等調整額	△147	75
当期純利益		3,403

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12,888	4,041	7,768	11,809	2,825	△2,090	734
当期変動額							
剰余金の配当						△875	△875
当期純利益						3,403	3,403
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	2,528	2,528
当期末残高	12,888	4,041	7,768	11,809	2,825	437	3,262

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△396	25,036	85	△32	52	25,088
当期変動額						
剰余金の配当		△875				△875
当期純利益		3,403				3,403
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△63	331	267	267
当期変動額合計	△0	2,528	△63	331	267	2,796
当期末残高	△396	27,564	21	298	320	27,885

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

株式会社メイコー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 園 田 博 之 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 原 さつき ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メイコーの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メイコー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年4月2日付でA種優先株式の一部取得及び消却を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

株式会社メイコー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 園 田 博 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 原 さつき ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メイコーの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年4月2日付でA種優先株式の一部取得及び消却を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

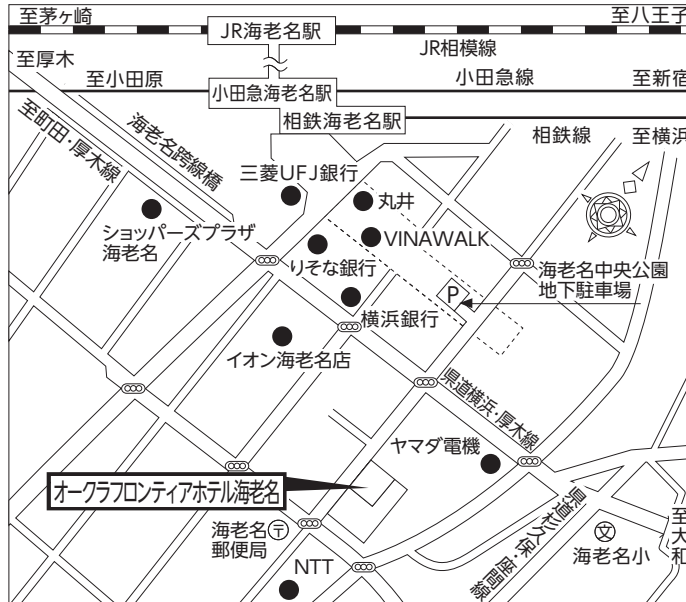
平成30年5月28日

株式会社メイコー	監査役会		
常勤監査役	伊 豫 本	齊	Ⓢ
社外監査役	砂 田 有	史	Ⓢ
社外監査役	原 田	隆	Ⓢ

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県海老名市中央二丁目9番50号
オークラフロンティアホテル海老名 3階 ラ・ローズ
電話 046(235)4411



【交通】小田急線、相鉄線、JR相模線の海老名駅より徒歩10分。

- 小田急線／新宿駅より急行で50分。●相鉄線／横浜駅より40分。
- JR相模線／茅ヶ崎駅より30分。
- 新幹線／新横浜駅下車、JR横浜線町田駅まで20分、小田急線で海老名駅まで15分。
- 空港／羽田より横浜駅まで路線バス利用45分、横浜より相鉄線をご利用ください。
- お車／■国道246号線下今泉交差点より県道町田・厚木線を経由20分。
■圏央道(東名高速道路経由)海老名インターチェンジより10分。